

民・自・公3党の税制「改正」法案合意に抗議する (全商連・岡崎事務局長談話)

政府・民主党は6月8日、自民党、公明党と協議し、現在国会で審議中の2011年度税制改正法案の処理について合意した。この合意には申告納税制度と中小業者の経営を脅かす重大な問題が含まれている。

問題の第1は、中小法人の18%の軽減税率、住宅用家屋の登録免許税の軽減などの期限が切れる法案と抱き合わせ、大金持ち優遇の証券優遇税制を2年延長する法案（「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」）を10日に閣議決定し、今国会で成立させようとしていることである。

しかも、この法律案には、納税者へのさらなる罰則強化が盛り込まれている。所得税、消費税、法人税をはじめほとんどの税目に、故意の申告書不提出による「ほ脱犯」が創設され、「確定申告書等とその提出期限までに提出しない場合は、「5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金」が科せられるというものである。この他にも、消費税の不正還付未遂への罰則を創設し、国税犯則取締法の第1条に、「官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」という条文を追加しようとしている。

さらに、消費税法を改悪し、事業年度の前半6ヵ月で課税売上高が1,000万円を超えると、翌年から課税業者とする規定も入れられている。

問題の第2は、「国税通則法」の改悪について、今国会での成立は見送ったものの、「各党間で引き続き協議し、成案を得るものとする」と合意したことである。これは、通則法改悪をめぐる情勢がきわめて危険な段階に入ったことを示している。

「今通常国会会期中に成案を得られない場合には、会期末において、閉会中審査手続をとる」としており、国会の延長があるなしに係わらず、審査を継続し、改悪への準備を進めるという合意を見過ごすわけにはいかない。

民商・全商連は昨年末から、国税通則法の改悪、記帳義務化など所得税法等の改悪を阻止するために粘り強く運動を繰り返してきた。こうしたたたかいが、税理士団体、日弁連など幅広い団体も反対・意見を述べるなど、運動の画期をつくり、現時点まで改悪を阻止する力となっている。

このことを確信に、引き続き、政党・国会議員、幅広い団体への申し入れなど運動を強め、罰則強化と国税通則法の改悪を断固阻止するために全力を挙げる。以上